

# 【給与君3】

定額減税にかかるとよくある質問

# 定額減税にかかるよくある質問 目次

- 1) 従業員の入力画面で、定額減税の人数があわない
- 2) 配偶者が人数に加算されていない
- 3) 定額減税開始ボタンが押せなくなっている
- 4) 扶養親族がカウントされていない
- 5) 住民税の入力方法を教えてください

## 1) 従業員の入力画面で、定額減税の人数があわない

- A. 従業員の「入社日」を正しく設定してください。  
入社日を設定していないと、定額減税の人数や定額減税額が正しく計算されません。

## 2) 配偶者が人数に加算されていない

- A. 配偶者の方は、所得金額が48万円以下の方に限られます。  
従業員の入力画面で、控除対象配偶者欄の「所得金額」をご確認ください。

### 3) 定額減税開始ボタンが押せなくなっている

A. ①所得税区分が「乙欄」になっていないでしょうか？

→所得税区分が乙欄の方は定額減税対象外となります。

②従業員の「入社日」が設定されていない

→「入社日」の設定は必須です。

従業員の入力画面で、正しく設定してください。

③退職日が設定されている

→2024年6月1日より前に退職日が設定されているかたは、  
定額減税対象外です。

### 4) 扶養親族がカウントされていない

A. 従業員の入力画面右側「家族情報（年末調整）」に入力いただいた  
情報で、自動判定されます。控除対象配偶者・扶養親族の氏名と  
生年月日を正しく入力してください。

## 5) 住民税の入力方法を教えてください

- A. 従業員入力画面で、「7月以降」の欄に、8月からの金額を入力→登録、7月の給与計算のみ、下記方法で住民税の金額訂正を行ってください。

### <7月の給与入力>

- 1) 7月支払いの給与入力画面で、支給項目を入力後「控除計算ボタン」をクリック
- 2) 手入力で住民税の額を入力し、「Enter」キーをクリック
- 3) 控除合計額や差引支給額がぁっていることをご確認いただき、「登録」ボタンをクリック

### <8月以降の給与入力>

- 1) 8月支払いの給与入力画面で、支給項目を入力後、「控除計算ボタン」をクリック
- 2) 従業員の入力で設定した住民税が出力されていることを確認し、「登録」ボタンをクリック